

# 令和 5 年度税制改正大綱における電子帳簿 保存法の改正点

December 2022

## In brief

2022 年 12 月 16 日に公表された 2023 年度(令和 5 年度)の与党税制改正大綱においては、電子帳簿保存法に関する改正点が盛り込まれています。優良な電子帳簿に係る電子帳簿等保存制度・スキャナ保存制度・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のいずれについても、適用要件の緩和を図ることで制度の利活用を一層促すような改正案が記載されており、さらに電子取引に関しては、2022 年度(令和 4 年度)の税制改正において 2023 年 12 月までの宥恕措置が設けられましたが、これに代わる新たな猶予措置が含まれています。本ニュースレターでは、2023 年度税制改正大綱に基づく税制改正のうち、電子帳簿保存法に関する主要な改正点についてお知らせします。

## In detail

### 1. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲の合理化・明確化

国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度について、一定の国税関係帳簿に関し優良な電子帳簿としての保存要件を満たして過少申告加算税の軽減措置を受ける場合の、軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲について次の帳簿に限定することとされます。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 次に掲げる事項の記載に係る(1)及び(2)以外の帳簿(申告所得税の場合は④に係る帳簿を除く。)
  - ① 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項
  - ② 売掛金その他債権に関する事項(当座預金の出入金に関する事項を除く。)
  - ③ 買掛金その他債務に関する事項
  - ④ 有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項
  - ⑤ 減価償却資産に関する事項
  - ⑥ 繰延資産に関する事項
  - ⑦ 売上その他収入に関する事項
  - ⑧ 仕入れその他経費又は費用(法人税の場合は賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。)に関する事項

本改正は、2024 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

## 2. スキャナ保存制度に係る保存要件の緩和

国税関係書類に係るスキャナ保存制度の要件について、以下の見直しが図られます。

- (1) 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を求める要件が廃止されます。
- (2) 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されます。
- (3) 国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と、関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互関連性の確保が求められる書類の範囲が重要書類(契約書、領収書、請求書等)に限定されます。

本改正は 2024 年 1 月 1 日以後に保存される国税関係書類について適用されます。

## 3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

### (1) 保存要件の緩和

- ① 申告所得税及び法人税に係る保存義務者のうち、以下の対象者については、質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされます。
  - 判定期間における売上高が 5,000 万円(現行法においては 1,000 万円)以下である保存義務者
  - 電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限られます。)の提示・提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
- ② 電磁的記録の保存者等に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されます。

### (2) 相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置

申告所得税及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行う場合には、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行うことが義務付けられていますが、2024 年 1 月 1 日以後に行う電子取引につき、取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、その電磁的記録のダウンロードの求め及び出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする新たな猶予措置が設けられます。

本改正は 2024 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。なお、現行では 2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に行われる電子取引について、やむを得ない事情があると認められる場合の経過措置が設けられていますが、本経過措置は 2023 年 12 月 31 日の適用期限をもって廃止となります。

---

## The takeaway

電子帳簿保存法は、2021 年度(令和 3 年度)の税制改正において大きく見直しが行われ、各企業において経理業務の電子化の取り組みが進んできているところですが、今回の税制改正大綱による改正点を踏まえて、この取り組みが一層進むことが期待されます。電子帳簿保存法の各制度に関して要件の緩和が図られることで、これまで以上に企業の実情にあった経理業務の電子化が可能となっていくものと考えられますが、企業においては電子帳簿保存法の遵守に加えて、データの活用による業務効率化を促進するような電子化の仕組みや、不正の防止・情報セキュリティの強化の観点なども検討しながら、電子化の体制を構築していくことが重要となります。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記の電子帳簿保存法対応支援チームのメンバーまでお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー 高野 公人	パートナー 武田 恭世	パートナー ハワード・ワイツマン
ディレクター 中原 拓也	ディレクター 木野 明日香	ディレクター 小林 慎理
シニアマネージャー 堀越 大三郎	シニアマネージャー 井上 龍也	シニアマネージャー 村井 俊平
シニアマネージャー 稲垣 喜久	シニアマネージャー 飯島 哉文	シニアマネージャー 阿部 拓
シニアマネージャー 高崎 基和	シニアマネージャー 仲林 健太郎	シニアマネージャー 田中 絵美
シニアマネージャー 播磨 宏美	マネージャー 樋口 翔太	マネージャー 澤田 茂
マネージャー 金杉 恭平	マネージャー 河西 倫子	マネージャー 後藤 正悟
マネージャー 小花 貴	マネージャー 兵頭 美樹	マネージャー ジェームス・スービン
マネージャー 川野 方敬	マネージャー 菊池 大介	マネージャー 林 良典
マネージャー 前浦 宏美		

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

## Japan Tax Update

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.